

現金取得者向け新築対象住宅証明書発行業務要領

(株)阪確サポート

この業務要領は、株式会社阪確サポート（以下「阪確サポート」という。）が行う「すまい給付金制度における現金取得者向け」の新築住宅取得に係る給付要件の基準への適合を示す証明書の発行に関する業務について適用する。

(1) 業務の対象

現金取得者向け新築対象住宅証明書の発行業務の対象は、住宅を新築する場合とします。また申請の時期は着工前、着工後を問わない事とする。

(2) 適合審査の実施者

適合審査の実施者は、住宅品質確保法第13条に定める評価員で阪確サポートに評価員として選任されている者とします。

(3) 適合審査に必要な提出図書

適合審査に必要な提出図書は、次のとおりとなります。なお、評価書等（設計住宅性能評価、建設住宅性能評価、長期優良住宅認定通知書（又は適合証）、低炭素建築物認定書（又は適合証）、贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明書を弊社で受けた物件の場合は図面（配置図、付近見取図以外）を省略できるものとする。

- ・ 現金取得者向け新築対象住宅証明書審査申請書
- ・ 設計内容説明書
- ・ 付近見取り図
- ・ 配置図
- ・ 仕様書
- ・ 各階平面図
- ・ 立面図
- ・ 断面図又は矩計図
- ・ 熱損失計算書（省エネ対策の計算等による場合）
- ・ 基礎伏図（耐震性等級の場合）
- ・ 各階床伏図（耐震性等級の場合）
- ・ 小屋伏図（耐震性等級の場合）
- ・ 地盤調査報告書（耐震性等級の場合）
- ・ 構造計算書（耐震性等級の場合）
- ・ 各種カタログ、試験成績書など
- ・ その他省エネ対策等級又は耐震性の審査に必要な事項が明示された図書

(4) 業務の引受

阪確サポートは、申請者から現金取得者向け新築対象住宅証明書審査申請書の申請があった場合、提出図書に不足なく、かつ記載事項に漏れがないことを確認して引受承諾書を発行します。

(5) 審査の実施

評価方法基準に基づいて提出書類により審査します。

(6) 現金取得者向け新築対象住宅証明書審査申請書の発行

審査が完了し、基準に適合していると認める場合、現金取得者向け新築対象住宅証明書審査申請書を発行します。

(7) 証明手数料

証明手数料は、別添の現金取得者向け新築対象住宅証明書審査申請書の証明業務に係る手数料一覧によります。

(8) 帳簿の作成・保管

阪確サポートは、業務管理帳簿を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、業務情報が漏れることなく、かつ、この業務以外の目的で複製、利用等がされないための必要な措置を講じて保管します。

(9) 書類等の保存

帳簿は業務の全部を終了した日の属する年度、申請用提出図書及び証明書の写しは証明書の発行を行った日の属する年度から5事業年度保管します。

(10) 国土交通省等への報告等

阪確サポートは、国土交通省から業務に関する報告等を求められた場合には、業務の内容、判断根拠その他情報について報告等を行います。

平成26年4月1日 制定